

# 介護保険被保険者・そのご家族の皆様へ

## マイナンバー制度導入に伴う介護保険各種申請時におけるご注意

平成28年1月よりマイナンバー制度が導入されることに伴い、本市における介護保険各種申請時における取扱い方法等が変更となりますのでご注意ください。

### ★共通の注意事項★

各種申請は原則として個人番号の記載が必要となりますが、申請者が自身の個人番号が分からずに申請書等への個人番号の記載が難しい場合には、保険者において記載して差し支えない取扱いとなっています。

従いまして、各種申請の際に、被保険者の個人番号が不明、または曖昧な場合は、市が確認・記入しますので、個人番号欄は空欄のままご提出いただくようお願いいたします。

申請書をケアマネジャーや施設職員等が提出代行する場合等には、マイナンバーを見たり確認したりしないように、各種書類等を封筒に入れてから預ける等の工夫をしていただくようお願いいたします。

### 申請時の取扱い方法

マイナンバーの記載の有無、申請者氏名、提出に来た人によって取扱いが異なります。ここでは、被保険者ご本人様あるいはそのご家族様による申請を想定しているため、ケアマネジャー等による代理申請や提出の代行をする場合についてはご担当のケアマネジャーまであるいは市役所の高齢者支援課（019-656-6521）までご確認ください。

### ★申請書等にマイナンバーの記載がないものを提出する場合

受付の際に番号確認及び身元確認の必要がなく、従来通りの申請と変わりません。

### ★申請書等に個人番号の記載があるものを提出する場合

本人の個人番号を確認できる書類（※1）を提示していただきます。

※1 本人の個人番号を確認できる書類 … 個人番号カード、個人番号通知カード  
(ただし、これらの書類がない場合は保険者が番号を確認することで対応することが出来ます。)

また、身元確認の書類（※2～3）は申請者欄の記載によって取扱いが異なります。

郵便による申請の場合は、それぞれの書類の写しを同封の上、ご提出下さいますようお願いいたします。

#### ●申請者欄が「被保険者本人」の場合

以下の書類の提示を求めることとなります。

申請書



本人の身元を確認できる書類（※2）

- ① 官公庁発行の顔写真付きの身分証  
(例: 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、等)
- ② ①がない場合は本人を確認できる書類を2種類以上  
(例: 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、国民健康保険証、年金手帳、等)

#### ●申請者欄が「代理人（家族等）」の場合

以下の書類の提示を求めることとなります。

申請書



委任状、又は本人の  
介護保険被保険者証等



代理人（家族等）の身元を確認できる書類（※3）  
官公庁発行の顔写真付きの身分証、  
または保険証等の官公庁発行の証書2種以上

